

令和9年度会津坂下町職員（一般事務／高校卒程度）採用候補者試験要領

令和8年6月25日
会津坂下町

会津坂下町職員（一般事務／高校卒程度）の採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

【試験職種】一般事務 【採用予定人員】若干名

2 受験資格

一般事務 平成4年4月2日以降に生まれた者で、高校程度を令和9年3月卒業見込みの者又は、高校程度を卒業し、社会人経験5年未満の者。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

（1）第1次試験

①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

②事務適性検査・職場適応性検査

教養試験終了後、択一式による検査を行います。

（2）第2次試験

第1次試験合格者に対し、小論文、個別面接による試験を行います。

4 受験手続及び受付期間

（1）申込用紙の請求

郵便により申込用紙を請求する場合は、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

（2）申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入し、町役場総務課行政管理班に提出してください。

郵便により申し込む場合は、110円切手を貼った自分宛の封筒（長形3号）を同封し必ず簡易書留にて送付してください。

②受験票には、最近6カ月以内に撮影した本人の写真を貼って受験当日に持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。）

（3）受付期間

令和8年7月6日（月）から同年8月7日（金）まで。

※受付は、上記期間の執務時間中（土日祝祭日を除いた、午前8時30分から午後5時15分までの間）に限ります。

郵便により申し込む場合は、同年８月５日（水）までの消印のものに限り受け付けます。

5 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試 験 場	発 表
第１次試験	令和８年 ９月２０日（日）	・受付 ９：００～９：３０ ・教養試験 １０：００～１２：００ ・事務適性検査 ・職場適応性検査 昼食休憩後	河沼郡会津坂下町 字曲田１３９１番地 福島県立会津農林 高等学校	令和８年１０月中旬 町役場掲示板に掲示 合格者に通知
第２次試験	令和８年 １１月上旬頃	第１次試験合格者に あらためて通知します。	会津坂下町役場	令和８年１１月中旬 町役場掲示板に掲示 合格者に通知

6 合格者の採用

合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として１年間です。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、下記のとおり受験者本人へ閲覧により提供します。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参のうえ、受験者本人が執務時間中（平日午前８時３０分から午後５時１５分）に直接お越しください。
なお、電話、はがき等による請求では開示できません。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第１次試験	第１次試験不合格者	総合得点 順位	合格者発表日 から１か月間	会津坂下町役場 総務課 行政管理班
第２次試験	第２次試験不合格者			

8 問い合わせ先

町役場総務課行政管理班 ０２４２－８４－１５０３